

広島県告示第千七号

生活保護法（昭和二十五年法律第百四十四号）（中国残留邦人等の円滑な帰国の促進及び永住帰国後の自立の支援に関する法律〔平成六年法律第三十号〕第十四条第四項においてその例によるものとされる場合を含む。以下同じ。）第四十九条の規定によって、生活保護法による医療を担当する機関として、次のものを指定した。

平成二十三年十月三十一日

広島県知事 湯 崎 英 彦

名 称	所 在 地	指 定 年 月 日
ゆみば子どもクリニック	呉市焼山北一丁目七番八号	平成三年一〇月一日
おひさま薬局	尾道市新高山三丁目一七〇番二三八号	平成三年一〇月一日
オリーブ薬局市民前店	尾道市新高山三丁目一七〇番二一四号	平成三年一〇月一日
ヘルシー薬局	府中市鶉飼町五九九番地六	平成三年一〇月一日
府中元町薬局	府中市元町九番地一	平成三年一〇月一日
すみれ薬局	府中市元町四五〇番地一七	平成三年一〇月一日
十日市薬局	三次市十日市中三丁目一番二〇号	平成三年一〇月一日
アイリス薬局	三次市南畑敷町七八番地七	平成三年一〇月一日
あおぞら薬局	庄原市西本町二丁目一五番三二二号	平成三年一〇月一日
広大前皮ふ科内科	東広島市西条町下見四四七一番地二一マンション香月一〇三	平成三年一〇月一日
今谷歯科アリオン	東広島市西条町寺家六五九八番地一〇一階	平成三年八月一日
昭和町薬局	東広島市西条昭和町一一四二番地	平成三年一〇月一日
ウォンツ佐方薬局	廿日市市佐方四丁目二番二〇号	平成三年一〇月一日
医療法人社団輝博会永 歯科医院	安芸郡府中町青崎中八番七号	平成三年一〇月一日